

1 事業名

所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

令和 4 年 8 月 8 日に人事院から国家公務員の給与の引上げが勧告されたことに鑑み、本市の特定任期付職員の給与についても国家公務員に準じた措置とするため、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

(1) 給料

号給	現 行	改正後
1	375,000 円	376,000 円
2	422,000 円	現行どおり
3	472,000 円	
4	533,000 円	
5	608,000 円	
6	710,000 円	
7	830,000 円	

(令和 4 年 4 月 1 日から適用)

(2) 期末手当

① 令和 4 年度

区 分	期末手当支給率	
	現 行	改正後
6 月 支 給 分	1.625 月	現行どおり
1 2 月 支 給 分	1.625 月	1.675 月
年 間 支 給 割 合	3.25 月	3.3 月

(令和 4 年 12 月 1 日から適用)

② 令和 5 年度以降

区 分	期末手当支給率	
	令和 4 年度	改正後
6 月 支 給 分	1.625 月	1.65 月
1 2 月 支 給 分	1.675 月	1.65 月
年 間 支 給 割 合	3.3 月	3.3 月

(令和 5 年 4 月 1 日から適用)

3 他自治体の類似する政策等

人事委員会を置かない県内他市等において、人事院勧告等を受け、必要な措置が行われる見込みである。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公務員法

6 事業費及びその財源等

【改正による影響額】

36 千円

7 その他

添付資料

・新旧対照表

議案第 81 号 所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 1 条関係）

（給与に関する特例）

第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	376,000円
略	

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第 7 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 16 条第 2 項及び第 17 条の 3 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 16 条第 2 項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第 17 条の 3 第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 167.5」とする。

3 略

（給与に関する特例）

第 6 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。

号給	給料月額
1	375,000円
略	

2～5 略

（給与条例等の適用除外等）

第 7 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 16 条第 2 項及び第 17 条の 3 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第 16 条第 2 項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第 17 条の 3 第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「100 分の 162.5」とする。

3 略

◎所沢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正（第 2 条関係）

（給与条例等の適用除外等）

第 7 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 16 条第 2 項及び第 17 条の 3 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」

（給与条例等の適用除外等）

第 7 条 略

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条、第 16 条第 2 項及び第 17 条の 3 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 2 条中「及び勤勉手当」とあるのは「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」

と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」とする。

3 略

と、給与条例第16条第2項中「職員」とあるのは「職員及び特定任期付職員」と、給与条例第17条の3第2項中「100分の120」とあるのは「100分の167.5」とする。

3 略